書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１９１号
熊本市京町１丁目１番22―205号
破産者　西田　圭太
異議申述期間　平成22年４月23日まで
平成22年３月３日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８５９５号
大阪府八尾市美園町２丁目25番地の３
破産者　室屋　幸枝
異議申述期間　平成22年４月30日まで
平成22年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１４２０号
熊本市水道町７番14号
破産者　株式会社キャン・ドゥ
異議申述期間　平成22年５月７日まで
平成22年３月５日
熊本地方裁判所民事第１部

平成１７年（フ）第５３１号
宮崎県西都市大字妻1428番地１
破産者　株式会社津江建設
異議申述期間　平成22年５月７日まで
平成22年３月５日　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、１の異議申述期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第１１８号
山口県山陽小野田市柿の木坂１丁目５番３―104号　県営住宅３棟104号
破産者　末廣　裕治
1　異議申述期間　平成22年４月27日まで
2　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
平成22年３月５日　山口地方裁判所宇部支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３２７３号
大阪府堺市南区鴨谷台２丁３番３―1504号
破産者　金原毬子こと　崔　　外生
免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
平成22年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２７４号
京都市北区小山東大野町90番地６
破産者　瀧川　裕枝
免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
平成22年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２７５号
京都市上京区仲御霊町73、住民票上の住所京都市北区小山東大野町90番地６
破産者　安藤雅佐美
免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
平成22年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

免責審尋期日

平成２１年（フ）第１９６９６号
神奈川県横浜市青葉区若草台11―59
破産者　濱田　義史
審尋期日　平成22年５月11日午前10時
平成22年３月３日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第１１号
群馬県高崎市問屋町西１丁目４番地１
清算株式会社　群馬トヨタ商事株式会社
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所高崎支部

特別清算協定認可

平成２０年（ヒ）第２１３８号
東京都新宿区赤城元町１番31号
清算株式会社　株式会社頌美堂
代表清算人　小林　明隆
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、別紙記載の協定債権者に対して、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、会社所有全資産である19,857,884円から、各債権者への連絡費等の必要経費として100,008円を控除した残額19,757,876円を、各協定債権額のうち元本部分に応じて按分して弁済する。なお、各債権者への弁済額の仮計算は別紙計算書のとおりである。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算会社に対し、各協定債権額の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算会社はこれをすみやかに換価して換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額のうち元本部分に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第３０号
東京都小平市津田町３丁目35番30号
再生債務者　株式会社一竹工房
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区赤坂２丁目17番22号赤坂ツインタワー本館15階　河野法律事務所　弁護士　川村　英二
平成22年３月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第３１号
東京都渋谷区桜丘町15―14　フジビル40、３Ｆ
再生債務者　ＣＣＲＥ株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座８－９―11　銀座天國ビル４階　ひいらぎ総合法律事務所　弁護士　清水　祐介
平成22年３月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第３３号
千葉県館山市北条1857番地の１
再生債務者　ナショナルシューズ株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都渋谷区神宮前２丁目23番１号神宮前ことぶきビル４階　神宮前法律事務所　弁護士　久保田正治
平成22年３月４日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２１年（再）第２号
札幌市中央区北３条西23丁目１番30号
再生債務者　山一建設株式会社
主文　平成21年１月23日にした監督命令を取り消す。
平成22年３月３日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２２年（再）第２７号
東京都中央区銀座１丁目６番２号
再生債務者　株式会社サン―ケイ
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月２日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年５月７日から平成22年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第２８号
東京都世田谷区野毛２丁目20番23―404号
再生債務者　菊池　直也
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月２日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年５月７日から平成22年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２１年（再）第２４０号
東京都台東区蔵前３丁目15番７号蔵前酒井ビル地下１階
再生債務者　株式会社ジパング
1　投票期間　平成22年３月29日まで及び平成22年４月６日午前11時債権者集会期日
2　債権者集会
⑴　期日　平成22年４月６日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年３月２日
東京地方裁判所民事第20部